

# 石川県公報

令和3年11月9日

第13455号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		監 査 委 員	
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課) 4
○県道の供用の開始	(同) 1	○定期監査結果公表	4
○特定調達契約に係る入札公告	(管財課) 1	○財政的援助団体等監査結果公表	6
○公共測量実施公告	(監理課) 3	○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	6
○公共測量終了公告	(同) 4		

## 告 示

### 石川県告示第427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年11月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和3年11月9日

石川県知事 谷本正憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
滝又三井線	輪島市三井町興徳寺九字1010番1地先から	旧	4.62～27.84	157.2	奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市三井町興徳寺九字1010番1地先まで	新	11.54～27.84	157.2	
	輪島市三井町長沢イ13番8地先から	旧	5.32～8.83	47.7	
	輪島市三井町長沢イ10番1地先まで	新	6.19～21.82	47.7	

### 石川県告示第428号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和3年11月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和3年11月9日

石川県知事 谷本正憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
滝又三井線	輪島市三井町興徳寺九字1010番1地先から 輪島市三井町興徳寺九字1010番1地先まで	令和3年11月9日	奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市三井町長沢イ13番8地先から 輪島市三井町長沢イ10番1地先まで	令和3年11月9日	

## 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和3年11月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

タブレット端末充電保管庫 431台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年2月28日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年石川県告示第132号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類をそれぞれに定める日時までに、4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書の例示品以外で入札に参加する場合は、当該物品が例示品と同等であること。

令和3年11月29日(月)午後5時

(2) 当該物品を確実に納入できること。

令和3年12月6日(月)午後5時

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和3年12月20日(月)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和3年12月20日(月)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Charging cabinet for tablet computers

According to specifications

(2) Delivery date

By 28 February 2022

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 20 December 2021

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和3年10月15日から 令和4年2月28日まで	石川県かほく市高松地区
公 共 測 量 (航 空 レ ー ザ 計 測)	令和3年10月20日から 令和4年2月25日まで	手取川・梯川 (石川県白山市の一部、川北町の一部、 能美市の一部、小松市の一部)

## 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年11月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和3年7月20日から 同年9月21日まで	石川県白山市白峰地内

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和3年11月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字庄ニ2番1から2番6まで、41番1、41番3から41番7まで、農道及び水路の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字庄ニ2番4、41番4、農道及び水路の無籍地の一部 道路（通路） 河北郡津幡町字庄ニ2番6、農道及び水路の無籍地の一部	金沢市金石北四丁目4番2号 株式会社ナガタニ宅建
河北郡津幡町字太田ほ158番1から158番6まで、159番1から159番5まで	道路 河北郡津幡町字太田ほ158番4、159番4	金沢市金石東一丁目1番58号 株式会社キリンエステート
河北郡津幡町字能瀬口91番1から91番12まで、92番3から92番6まで、118番2、118番3、196番、197番及び農道の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字能瀬口91番5、92番6及び農道の無籍地の一部	河北郡津幡町字杉瀬ニ107番地1 株式会社石川建設

## 監 査 委 員

## 定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年11月9日

石川県監査委員 徳 野 光 春  
同 盛 本 芳 久  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

## 記

## 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

## 2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

## 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

## 4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
志賀高等学校	令和3年9月30日	令和2年8月1日～ 令和3年6月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
羽咋高等学校	〃	〃	〃
明和特別支援学校	〃	令和2年9月1日～ 令和3年6月末日	〃
野々市明倫高等学校	〃	令和2年9月1日～ 令和3年7月末日	〃
大聖寺警察署	令和3年10月6日	令和2年9月1日～ 令和3年6月末日	公用車の交通事故が発生していた。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
錦城特別支援学校	〃	令和2年9月1日～ 令和3年7月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
能美警察署	〃	〃	〃
小松警察署	令和3年10月11日	〃	〃
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	〃	令和2年4月1日～ 令和3年3月末日	〃
九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房	〃	令和2年9月1日～ 令和3年7月末日	〃
中能登教育事務所	令和3年10月14日	令和2年8月1日～ 令和3年6月末日	〃
七尾特別支援学校	〃	〃	〃
羽咋工業高等学校	〃	令和2年9月1日～ 令和3年7月末日	〃
七尾城北高等学校	令和3年10月20日	令和2年8月1日～ 令和3年6月末日	〃
七尾産業技術専門校 能登産業技術専門校	〃	令和2年9月1日～ 令和3年7月末日	〃
北部家畜保健衛生所	〃	〃	〃
小松工業高等学校	令和3年10月25日	令和2年8月1日～ 令和3年7月末日	〃
小松明峰高等学校	〃	令和2年9月1日～ 令和3年7月末日	〃
金沢城・兼六園管理事務所	令和3年10月26日	〃	〃
石川四高記念文化交流館	令和3年10月27日	〃	〃

金沢桜丘高等学校

〃

〃

〃

## 財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年11月9日

石川県監査委員	徳	野	光	春
同	盛	本	芳	久
同	山	本	次	作
同	奥	村	豊	美

## 記

## 1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和2年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

## 2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

## 3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

## 4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人 大野からくり記念館	令和3年10月19日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人 銭五顕彰会	〃	〃
公益財団法人 いしかわ農業総合支援機構	〃	〃
公益財団法人 北陸先端科学技術大学院大学支援財団	令和3年10月25日	〃
公益財団法人 いしかわ緑のまち基金	令和3年10月26日	〃
公益財団法人 金沢コンベンションビューロー	〃	〃
一般財団法人 石川県文化・産業振興基金	〃	〃
公益財団法人 いしかわまちづくり技術センター	〃	〃
I R いしかわ鉄道株式会社	令和3年10月27日	〃

## 監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年11月9日

石川県監査委員	徳	野	光	春
同	盛	本	芳	久
同	山	本	次	作
同	奥	村	豊	美

(別 紙)

中能第1254-1号

令和3年10月12日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

令和3年9月30日付け石監査第374-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期すよう十分注意すること。</p>	中能登総合事務所	<p>公用車の運行に際しては、全職員に対して、交通法規を遵守するとともに、安全運転に万全を期すよう、改めて注意喚起を行いました。</p> <p>また、七尾警察署交通課職員を講師として毎年実施している「交通安全講習会」を全職員に受講させるとともに、自治研修センターが開催する「自動車運転技術向上研修」をまだ受講していない職員に順次受講させるなどの対策を講じております。</p> <p>今後、このようなことがないように、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期すよう十分注意し、交通事故の防止に努めてまいります。</p>

奥 能 第 705 号

令和3年10月8日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

令和3年9月30日付け石監査第374-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期すよう十分注意すること。</p>	奥能登総合事務所	<p>今回の事故を受けて、交通事故防止について再度職員に周知徹底したほか、外出機会の多い職員や運転経験の少ない若手職員には、運転技術向上研修を受講させております。</p> <p>今後このようなことがないように、公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期すよう十分注意し、交通事故の防止に努めます。</p>

